

## 京都府議会会議規則の一部を改正する規則

京都府議会会議規則（昭和31年京都府議会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
別表に次のように加える。

緊急事態対策本部	緊急事態における議会の活動内容に関する協議又は調整	議長、副議長及び議会運営委員会理事	緊急事態対策本部長
----------	---------------------------	-------------------	-----------

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。